入札監理小委員会における審議の結果報告 日本年金機構の国民年金保険料収納事業

日本年金機構の国民年金保険料収納事業について、当該民間競争入札実施要項(案)を入札 監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

日本年金機構(以下「機構」という。)が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保 険料を納付期限内に納付しない者(滞納者)に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督励 業務及び実施状況報告業務。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。)」の規定に基づき、平成 27 年度開始事業(現在、第 3 期目)及び平成 29 年度開始事業(現在、第 1 期目)を実施しているところである。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】(実施要項6/79頁、51/79頁~54/79頁)

各契約地区によって質の達成状況が異なっており、原因の一つである地域差を考慮した達成目標を検討すること。

【対応】

平成 29 年度開始事業と同様に、各契約地区の各年金事務所単位の所得階層別の未納月数に応じた納付と免除の割合を勘案した加算率とするが、今回あらたに一人当たりの未納月数別未納者割合についても加算率に勘案することとした。

3. その他の主な修正変更について

- ・平成 29 年 10 月開始事業の契約終了時期と合わせるため契約期間を 2 年間とした。(実施要項 4/79 頁)
- ・業務従事者へのコンプライアンス教育の強化、徹底のため民間事業者が毎月実施する研修の内容に「コンプライアンス」の項目を追加した。(実施要項 10/79 頁)
- ・業務従事者の不正や事故を未然に防止する観点から、日々の活動状況(訪問経路、督励内容等)を管理する措置を講ずることを必須とした。(実施要項19/79頁)
- ・個人情報等の取扱い及び秘密保持並びに情報セキュリティ対策について「総合評価基準(技術評価)」の必須項目を満たしていない事により、業務改善指示が出された場合、改善が確認できるまでの間、事業を中止又は停止させることとした。(実施要項 19/79 頁、61/79 頁)

4. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】(実施要項 61/79 頁~62/79 頁)

総合評価基準(技術評価)表において、「コンプライアンス」の記載が複数の項目にあるが、 重複して評価することのないよう対応したほうがよいのではないか。

【対応】

「業務従事者への指導、日々の行動管理方法におけるコンプライアンス」については、総合評価基準表の(v)業務従事者の教育及び活動管理において、評価・加点の対象とし、(iv)実施体制では、評価・加点対象としないこととした。また、上記の項目で評価する旨を民間事業者には、入札(業務)説明会で説明を行い、提案書評価委員に対しても事前説明を行うこととした。

5. パブリック・コメントの対応について

2月1日から2月9日までの間の意見募集を行ったところ、2者から8件の意見が寄せられた。意見等を踏まえ、誤記等の軽微な修正を行った。

以 上